

社会保険労務士等の専門家が支援します

女性が働きやすい企業 推進アドバイザー派遣

相談・参加
無料



先着
90社

女性が働きやすい職場づくりを目指しましょう

職場環境の現状を把握するための活力分析やヒアリングを実施
一般事業主行動計画策定や各種認定取得に向けたアドバイスをします

常時雇用する労働者300名以下の中小企業も

女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画の策定をしましょう



「えるぼし」
認定企業

栃木県
「男女生き生き企業」
認定企業

✦ 一般事業主行動計画とは...

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、事業主が自社の女性活躍に関する状況把握・課題分析を行い、その結果を勘案し課題解決のため

①計画期間 ②数値目標 ③取組内容 ④取組の実施時期を具体的に盛り込み行動計画を策定するもの

★令和4年4月1日から常時雇用する従業員が101人以上300人以下の中小企業も、一般事業主行動計画を策定することが義務化されます。

✦ 女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし」とは...

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定する制度

メリット

- ★認定マークにより、女性の活躍を推進している企業であることをPRできます。
- ★女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし」は公共入札の加点評価の対象になります。
- ★日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を通常よりも低金利で利用することができます。



✦ 栃木県の「男女生き生き企業」認定とは...

女性活躍の推進や働き方見直しに積極的に取り組み、誰もがいきいきと働けることを目指している企業等を「男女生き生き企業」として認定・表彰する制度

メリット

- ★認定証が交付され、女性活躍推進に取り組む企業として、社会的評価が高まります。
- ★県制度融資の「産業政策推進資金」を利用できます。
- ★栃木県信用保証協会の保証料優遇制度を利用できます。
- ★令和3～4年度の栃木県建設工事入札参加資格の技術評価点数が加点になります。

STEP 1

<事前準備>

女性の活躍に関する現状把握

1. 個人特性分析・組織活力分析 (CUBIC)

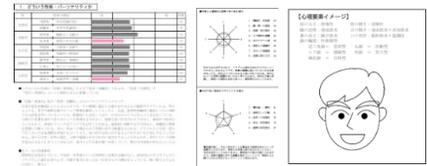
従業員に対して自己分析のアンケートを実施します。
個人の特性や会社全体の組織力、男女比等を数値化します。

2. 現状把握アンケート

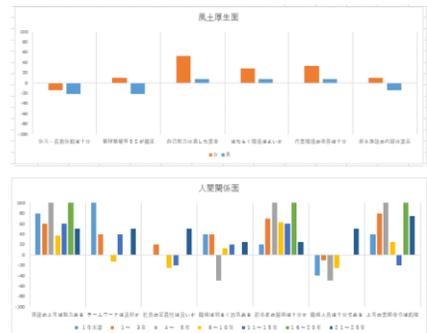
一般事業主行動計画 策定支援ツールに基づいた現状を把握するためのアンケートを事業主に対して実施します。

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

個人特性分析結果



組織活力分析結果



STEP 2

ヒアリング・組織活力分析の報告

1. 事業主へ組織活力分析の報告・ヒアリング

STEP 1 から得た結果をもとに、分析結果を報告します。
事業主側が抱える問題をヒアリングし、課題を明確にします。

2. 従業員へ個人分析の報告・ヒアリング

従業員へ現状をヒアリングし、課題を明確にします。

3. タイプ別課題分析・目標設定・取組内容決定の準備

一般事業主行動計画 策定支援ツールをもとにタイプ別の分析を行うためのアンケートを事業主に対して実施します。

STEP 3

タイプ別課題分析の報告・目標設定

1. 事業主へタイプ別課題分析の報告

STEP 2 から得た結果を基に、分析を報告します。

2. 女性活躍のための目標・行動計画に関する助言

目標・行動計画の策定など具体的な内容を明確にします。
(定量的目標、取組内容、取組の実施時期、計画期間 等)
また、えるぼし認定・男女生き生き企業認定の取得の目標設定を行います。

STEP 4

一般事業主行動計画の策定支援

1. 一般事業主行動計画の策定の支援

これまでの分析を踏まえ、一般事業主行動計画の策定を支援します。

2. 認定等の取得支援

えるぼし認定、男女生き生き企業認定の取得支援を行います。
認定を得ることで様々なメリットがあります。

※完成した一般事業主行動計画を労働局へ提出、公表は、事業主が実施します。公表することにより人材採用、継続就業、評価等様々なメリットがあります。

支援のながれ

申込み

STEP 1

<事前準備>

- ・個人特性分析
- ・組織活力分析
- ・女活現状把握アンケート

STEP 2

<派遣 1回目>

- ・STEP 1の結果報告
- ・現況ヒアリング
- ・STEP 3の準備

STEP 3

<派遣 2回目>

- ・STEP 2の分析結果報告
- ・一般事業主行動計画の目標設定
- ・えるぼし認定、男女生き生き企業認定取得の目標設定

STEP 4

<派遣 3回目>

- ・一般事業主行動計画の策定支援
- ・認定等の取得支援

栃木県では、従業員101名以上300名以下の事業所における女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が義務化（令和4年4月1日施行）に先立ち、計画未策定の300人以下の事業所を対象に社会保険労務士等の専門家を派遣し、事業所の実情を踏まえた行動計画を策定するための支援を行います。

また、女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし」の取得や、栃木県「男女生き生き企業」の認定取得を目指す事業所に対しても、取得に向けたアドバイスをを行います。

募集要項

★ 支援期間

令和2年9月から令和3年3月末

★ 対 象

栃木県内に本社のあるA又はBの事業所

A 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しようとする事業所 ※従業員300人以下の中小企業

B 「えるぼし」の取得、栃木県の「男女生き生き企業」の認定取得を目指す事業所 ※企業規模は問わない

★ 定 員

先着 90社 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

★ 費 用

無料

★ 支援回数

1事業所あたり3回程度

★ 支援方法

希望の日程で事業所へ専門家が訪問しアドバイスを実施します。オンラインでのWeb会議形式も対応しています。

専門家とは

制度や労務管理（キャリアパス・賃金制度・人材育成等）に精通した社会保険労務士や実務経験者

■ 申込み欄

申込先 FAX.0287-67-3024

事業所名	TEL
	E-mail
住 所 〒 栃木県	
担当者名 ／役職	事業所規模 従業員数 名
希望する項目に○をつけてください 一般事業主行動計画の策定 / えるぼし認定 / 男女生き生き認定	

主 催
受託運営

栃木県産業労働観光部労働政策課
株式会社 TMC経営支援センター
〒329-3157 那須塩原市大原間西1-10-6
TEL：0287-67-3023 FAX：0287-67-3024

働き方改革応援事業

ホームページからお申込みできます→
<http://tmc-soudan.com/>

